契約の変更について

令和８年１１月１１日
企画管理部教育施設課

令和７年１２月定例県議会の議決を経た（仮称）千葉県立葛南地区特別支援学校整備建築工事請負契約の変更について、県議会に上程することを決議しました。

１　議決の内容

（仮称）千葉県立葛南地区特別支援学校整備建築工事に係る契約の変更について

２　根拠法令

（１）地方自治法　第９６条第１項第５号（議決案件）

（２）千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例　第２条（議会の議決に付すべき契約）

３　その他

本件は、知事から、議案案件の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。